

益城町立保育所給食調理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

益城町では、平成 28 年熊本地震による復旧・復興業務に対応する組織体制を整備していく中で、職員の非正規化が進んでいる町立保育所の調理業務において、安定的に安心安全で美味しく、かつ質の高い給食を提供できる体制を再構築しなければならない状況となっています。

このような中、益城町立第 2 保育所及び第 5 保育所（以下「保育所」という。）の給食調理業務について、従来の自園調理を継続し、更なる向上を図り、保育事業に係る事務及び経費のスリム化を図るため、令和 6 年（2024 年）4 月から保育所における給食調理業務の外部委託を実施します。

本業務の実施に当たっては、保育所給食調理業務がその性質上、衛生管理、食物アレルギー等の乳幼児の健康管理など、きめ細かい対応が必要となることから、保育所の乳幼児に、安全安心で質の高い美味しい給食を提供できる最適な受託候補者を公募型プロポーザル方式により次のとおり募集します。

2 業務の概要

- (1) 委託業務番号 令和 5 年度 益こ委第 3 号
- (2) 委託業務の名称 益城町立保育所給食調理業務委託
- (3) 対象施設 益城町立第 2 保育所（定員 75 人）
益城町立第 5 保育所（定員 75 人）

(4) 調理食数

別紙「益城町立保育所給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」
調理見込み食数のとおり

- (5) 委託業務の内容 別紙「仕様書」のとおり

- (6) 業務履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※委託に関する予算について、議会の議決が得られなかった場合はこの限りではない。

- (7) 業務引継ぎ期間

契約締結後から委託業務開始までの間を、業務引継ぎ期間とし、引継ぎのための準備業務に係る経費は別途契約します。

令和 6 年 2 月から令和 6 年 3 月 31 日まで（予定）

- (8) 上限額 93,000,000 円

※3 年間の総計で消費税及び地方消費税を含みます。

※上記金額からは食材料費を除きます。食材料費については別紙「仕様書」に基づき、別途、実費による月毎の精算とします。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている法人ではないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 益城町暴力団排除条例（平成23年益城町条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 法人税及び消費税（地方消費税含む）を滞納していないこと。
- (6) 「保育所における食事の提供ガイドライン（厚生労働省平成24年3月）」等に基づき、安心かつ安全で良質な給食の提供が可能であること。
- (7) 熊本県内又は近県に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有する事業者で、履行場所に2時間以内で到着可能かつ即時対応の体制が確立されていること。
- (8) 保育所給食共同調理場施設での調理業務、または集団給食業務の受託実績を3年以上有しており、平成30年の食品衛生法の改正による営業許可取得をうけていること。
- (9) 過去3年以内に保育所給食で食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。

4 募集の周知及び実施要領の配布

- (1) 期間 令和5年10月12日（木）から
10月25日（水）まで
- (2) 周知及び配布方法
町ホームページ及び益城町こども未来課窓口にて配布します。

5 現地視察

- (1) 実施期間等
 - ア 期間 令和5年10月16日（月）、17日（火）、18日（水）
 - イ 時間 午後3時から午後5時までの間で、各園最大30分程度
日程調整を行い、対応します。

(2) 留意事項

ア 現地視察希望者は、現地視察申込書（様式第1号）により、視察希望日の2日前までにこども未来課までFAXで申し込みください。

なお、FAX送信後は、送信した旨の連絡をお願いします。申込状況により、こども未来課で日程等の調整を行うため、希望日に視察できない場合があります。予めご了承ください。

イ 調理室に入室する方は、当日体調不良がみられない者とし、清潔な衣服（白衣・帽子・マスク、うち履き物等）を用意してください。

なお、調理室の入室は、1社2名までとします。

ウ 視察時は、町の指示に従ってください。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第2号）により、FAXで提出してください。FAX送信後は、送信した旨の連絡をお願いします。

(1) 提出期間

令和5年10月12日（木）から10月19日（木）午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 保育係

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年10月23日（月）までに益城町ホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正と見なしません。また、質問に対する回答への再質問は受け付けません。併せて、提出期間外の質問も受け付けません。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり作成し、提出してください。

(1) 提出日時

令和5年10月25日（水）午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 保育係

(3) 提出物

益城町立保育所給食調理業務委託プロポーザル参加表明書（様式第3号）

(4) 提出方法

窓口又は郵送により、提出ください。郵送の場合は、提出日時必着分のみ受

付を行います。

8 企画提案書等の提出依頼

参加表明書の内容を基に「3 参加資格要件」に合致しているか、確認後、企画提案書等の提出依頼を令和5年10月30日(月)までにメールにて行います。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの企画提案書等は、次のとおり作成し、提出してください。

(1) 提出日時

令和5年11月16日(木)午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 保育係

(3) 提出部数

正本 1部

副本 8部

(4) 提出方法

窓口への持参による※

※郵送による提出は認めません。必ず持参の上、提出してください。提出書類等の確認を行いますので、事前に電話連絡を入れた上で来庁してください。

(5) 作成要領

ア 提出書類はA4版縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、文字サイズ11ポイント以上とすること。

イ 10関連書類の(2)～(6)ア～エの順番で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルに綴じ、提出してください。

なお、副本については、参加資格者が判明できる記載、表現等(商号、実印等)は黒塗りにする等により審査における匿名性を担保してください。

(6) 留意事項

ア 提出する書類一式は、写しを保存すること。

イ 申請者は、申請書類の提出をもって、本応募要領の記載内容を承諾したものと見なします。

ウ 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。

ただし、町が必要と認めた場合はこの限りではありません。

エ 申請書類は、理由のいかんを問わず、一切返却しません。

オ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を提出してください。

- カ 本プロポーザルに関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- キ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ク 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本事業の運営に関し、公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ケ 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

10 関連書類

- (1) 参加申請書（様式第3号）
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 法人等の概要調査表（様式第5号）
- (4) 企画提案書（様式第6号の1～5）
- (5) 見積書（様式第7号の1～2）
 - ※ 様式第7号の2の見積書は本審査の対象にはなりません。
- (6) 関係書類
 - ア 法人登記簿謄本（又は履歴事項全部証明書）
（発行日から3か月以内のもの）
 - イ 定款、規則、その他これらに類する書類
 - ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村民税の各納税証明書
 - エ 貸借対照表、損益計算書、収支決算書（直近3年間）

11 企画提案書類の審査方法

- (1) 応募資格の確認
申請書類に基づき、こども未来課で応募資格を確認します。
- (2) 審査方法
本プロポーザルにおける企画提案は、「益城町立保育所給食調理業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下、「審査要領」という）」に基づき、契約予定者等を選定します。
- (3) 選定基準
選定にあたっては審査要領により審査します。

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 日時及び場所（予定）
令和5年11月21日（火）予定 ※時間及び会場は、別途連絡します。
- (2) 実施内容
企画提案書の説明（15分程度）を受け、益城町立保育所給食調理業務委託

事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による質疑（20分）を行います。なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとします。

(3) 実施方法

提出済みの企画提案書により、電子黒板を使用して実施します。

電子黒板は町が用意しますので、HDMI 端子付パソコンをご持参ください。

(4) 説明者

業務担当者を含めて3人までとします。

なお、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保するようにしてください。

(5) その他

ア プレゼンテーションは非公開とします。

イ 選定委員会委員の事前公表は行いません。また、事前接触は認めないものとし、違反した場合は、当該申請を無効とするので十分に御注意ください。

13 選定結果の通知・契約 手続等

(1) 選定結果通知及び公表

選定結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、応募の概況（経過等）、審査内容の概要については本町のホームページに公表します。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けませんが、選定結果に係る情報開示請求は、令和5年11月30日（木）午後5時まで受け付けます。この場合の、回答は、令和5年12月4日（月）（予定）までに行います。

(2) 選定結果の通知の予定時期

選定終了後速やかに通知します（令和5年11月24日（金）予定）。

(3) 給食調理業務履行準備業務

契約書の締結後から委託業務開始までの間を益城町立保育所給食調理業務準備履行期間とし、調理員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとします。

なお、開設の準備等に係る業務（令和6年2月から3月末日まで）については別紙「益城町立保育所給食調理業務準備履行業務委託仕様書」により、別途委託契約を締結します。

(4) 契約手続

選定委員会による審査結果に基づき、仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、予算額の範囲内において契約を締結します。

ただし、特別な理由により契約予定者と契約を締結することができない場合は、次点者以降、審査結果の順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者と契約の手続を行います。

14 公募のスケジュール

項目	期日
参加表明書提出期間	10月12日(木)～25日(水)
現地視察	10月16日・17日・18日
応募に関する質問の受付	10月12日(木)～19日(木)
応募に関する質問の回答	10月23日(月)まで
参加表明書の受付	10月25日(水)午後5時必着
企画提案書提出依頼	10月30日(月)まで
企画提案書提出期間	10月30日(月)～11月16日(木)
プレゼンテーション及び ヒアリング	11月21日(火)(予定)
選定結果の通知	11月24日(金)(予定)
選定結果の公表	11月下旬
契約締結	11月下旬～12月上旬
準備業務委託	令和6年2月～3月
委託業務の開始	令和6年4月1日(月)

15 失格要件

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積書の額が提案上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他手続等に重大な誤りがある場合

16 問い合わせ先

益城町役場 こども未来課 保育係 村上、松本

住所 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702

電話 096-286-3117 (直通)

FAX 096-286-4523